

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第4号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(公有財産規則の準用)			(公有財産規則の準用)		
第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第15条までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第20条（第3項後段を除く。）までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句	規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第2項	課長等又は地方公所長	[略]	第8条第2項、第17条第3項、第19条第1項、第2項及び第4項並びに第20条第1項、第2項及び第4項	課長等又は地方公所長	[略]
	財産の分掌換え	教育財産の分掌換え			
第8条第4項	[略]	教育財産の分掌換え	第8条第4項	[略]	分掌換え
	財産の所管換え又は分掌換え				
[略]			[略]		
第12条第2項及び第14条第2項	[略]		第12条第2項、第14条第2項、第17条第4項、第19条第4項及び第20条第4項	[略]	
第15条	[略]		第15条	[略]	
			第18条第2号及び第6号	知事	教育長
			第20条第3項	当該財産を所管する部局長	教育長
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。